

福井県海岸保全基本計画

(加越沿岸・若狭湾沿岸)

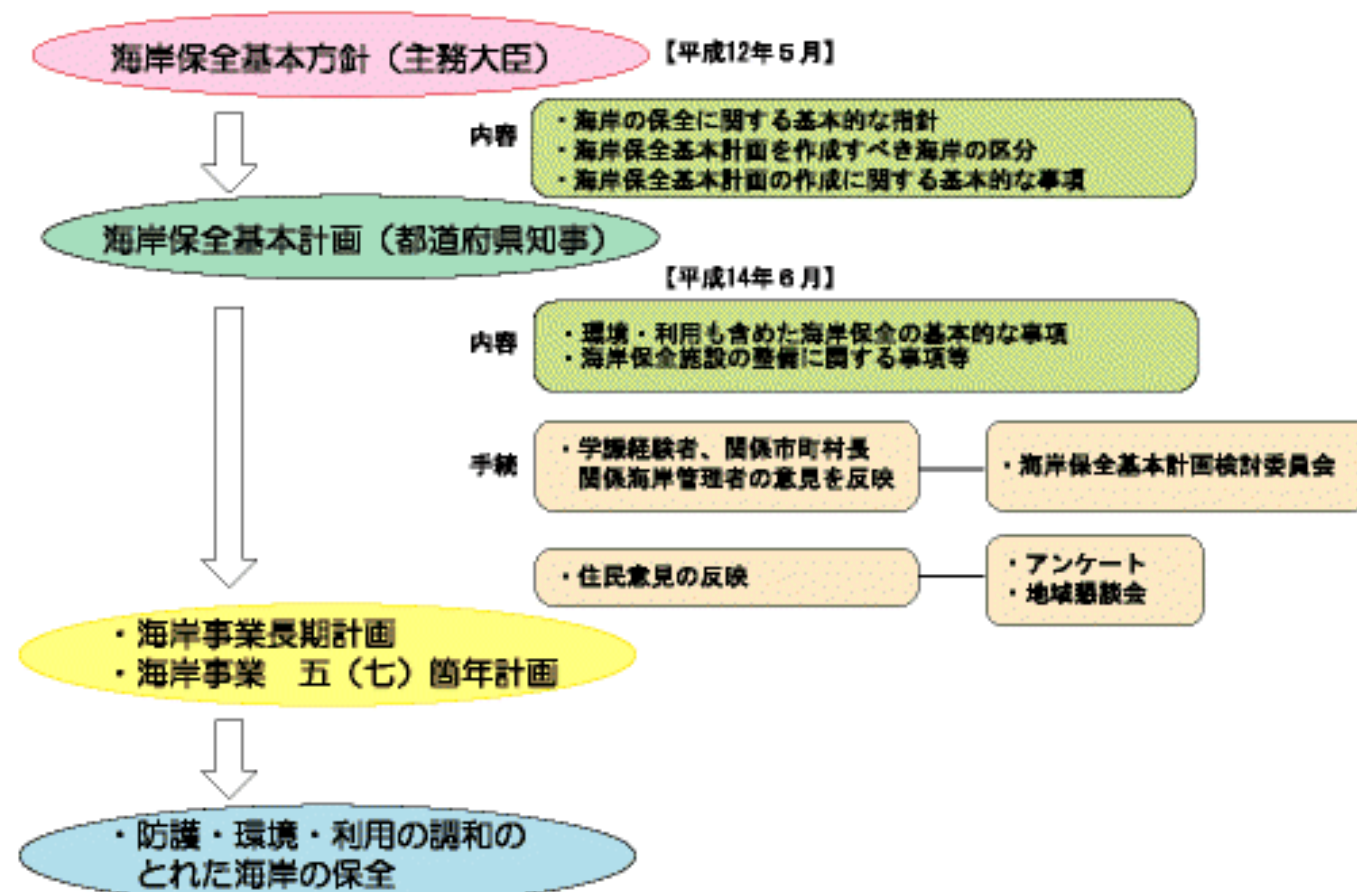


海岸保全基本計画の位置付け

平成12年4月に施行された「改正海岸法」では、これまでの“被害からの海岸の防護”に加えて、“海岸環境の整備と保全”および“公衆の海岸の適正な利用”が法の目的に追加され、防護・環境・利用の3つの面でバランスのとれた総合的な海岸管理を目指しています。

福井県では、「改正海岸法」を受けて、国が策定した「海岸保全基本方針」に基づき、石川県境から越前岬までの延長約74kmの加越沿岸と、越前岬から京都府境までの延長約338kmの若狭湾沿岸について、安全で自然豊かな親しまれる海岸を次世代に継承していくことを目的に「海岸保全基本計画」を策定しました。

今後、この計画に基づき、海岸の特性に応じた防護のための海岸保全施設の整備等のもと、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した総合的な海岸保全を一層推進していきます。



基本理念

福井県では、安全で自然豊かな親しまれる海岸を次世代に継承していくことを目指して、今後の海岸保全においては、「残された福井の豊かな自然環境を守る」とともに、「防護の必要な海岸は、地域の利用を踏まえ、自然環境と調和した海岸の保全に努める」ことを基本的な理念とします。

海岸の保全の方向

加越沿岸

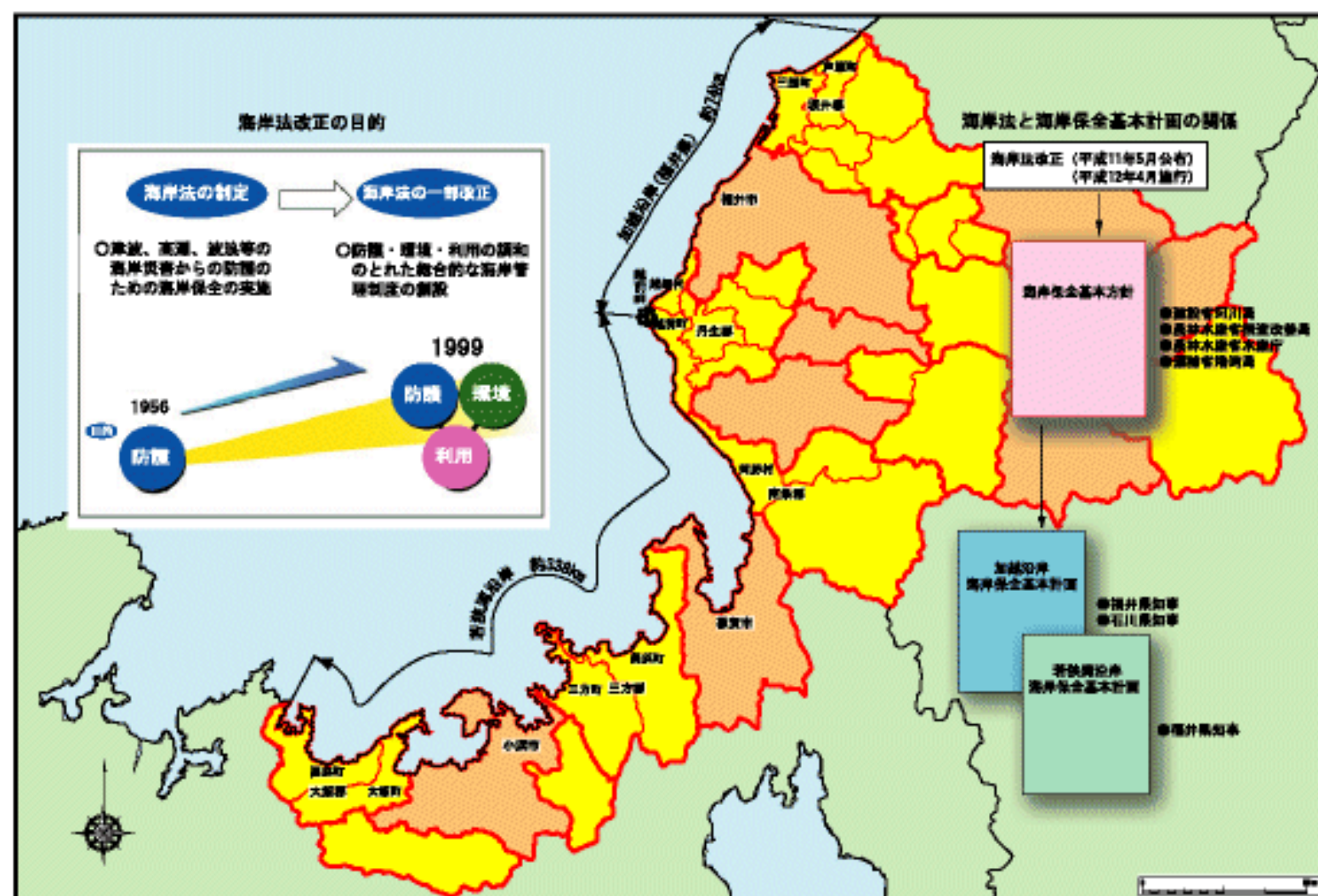
個性ある景観と多様な生態系を育む加越沿岸の保全・再生と地域の文化を継承し新たな交流と活力を培う海岸づくり

- 岩礁海岸の保全、砂浜の保全・回復によって安全で豊かな海岸づくりを目指します。
- 貴重な自然や景観、地域で育まれる文化を財産として、その保全に取り組みます。

若狭湾沿岸

魅力あふれる豊かな自然環境の保全、安全で親しみのある海岸環境の創出と次世代に向けた新たな交流、地域の文化の継承・発展に寄与する海岸づくり

- 砂浜の保全・回復、越波・越流対策等必要な防護機能高め、安全で快適な海岸づくりを目指します。
- 海岸環境を今後とも維持していくとともに、地域と連携した取組みにより親しみのある海岸づくりを目指します。



防護面の現況と課題

現況



■越波対策として護岸や消波工の整備をしています。 厨海岸



敦賀港海岸
■冬季風浪や台風、低気圧等により、越波、浸水被害が発生しています。



■侵食対策として沖合いに離岸堤の整備をしています。 竹波海岸



■冬季風浪等により砂浜の侵食が進行します。 和田港海岸

課題

- 侵食や越波による被害を防ぐため、これまでも海岸保全施設の整備を進めてきましたが、まだ十分とはいえず、引き続き整備が必要となっています。

環境面の現況と課題

現況



コアジサシ(©山形剛男)

- 貴重な植生や鳥類が多く分布しています。



水島周辺

- きれいな海と砂浜などの良好な海岸景観が見られます。



- 車両の乗り入れやごみの散乱、不法投棄等による海岸環境への影響が懸念されます。

課題

- 自然が多く残されており、これらの保全が望まれます。
- 油流出事故やごみの散乱、砂浜への車両乗り入れなど、海岸に対する人為的な影響がみられ、対策が必要となっています。

利用面の現況と課題

現況



東尋坊



三国サンセットビーチ



若狭マリンピア

- 景勝地や海水浴場などが多く、祭りや花火大会などのイベントも開催され、県内や京阪神から多くの人が訪れます。



食見海岸

- 水際線や砂浜へのアクセスの向上が図られています。



敦賀港(赤崎地区)

- 海水浴場には休憩施設などの利便施設が整備されています。

課題

- 水際線や砂浜へのアクセスの確保や利便施設の整備が望まれます。
- 多様な海岸利用が進み、利用のための調整が必要となるところも見受けられます。

海岸防護の目標

防護すべき地域 福井県の海岸において、侵食、越波、浸水等の危険性のある海岸を防護の対象区域とします。

防護水準 冬季風浪や台風、低気圧等により想定される越波、浸水の被害に対して、集落や農地、道路等の背後地利用や、漁港、港湾等の海岸利用など、海岸部の土地利用等の状況に応じて背後地を適切に防護します。

砂浜の侵食が進行している海岸においては、現状の砂浜を保全することを基本的な目標とするが、砂浜は、越波や浸水の被害を防止する効果を有していることから、必要に応じて砂浜の回復を図ります。

海岸保全施設については、侵食、越波、浸水等による被害状況および海岸域の整備計画の熟度に応じて適切に整備を進めていくものとします。

海岸の防護に関する施策

1. 低地における越波・越流対策
 - ・海岸保全施設による越波・越流に対する防護効果の向上を図ります。
 - ・砂浜の持つ自然の防災機能を活用します。
 - ・防災・避難体制の整備に努めます。
2. 海岸侵食への対応
 - ・侵食が見られる海岸の砂浜の保全・回復を推進します。
 - ・土砂を総合的に管理する取組みを推進します。
3. 周辺海岸および周辺施設への配慮
 - ・周辺海岸および周辺施設に配慮した海岸保全施設を整備します。
4. 海岸保全施設の機能維持
 - ・海岸保全施設の適切な維持管理による既存施設の耐久性の向上および機能維持を図ります。
5. 侵食や越波・越流の把握
 - ・侵食や越波・越流がある海岸での海岸保全対策の基礎資料となるデータの収集を推進します。

●低地における越波・越流対策



雄海岸

●海岸侵食への対応



浜住海岸

ふくい美しい自然

東尋坊



雄島



越前海岸



●生物の生育および生息環境への配慮



三里浜:ハマヒルガオ群落

三里浜:ハマハタザオ群落

●良好な海岸景観の保全



氣比の松原



エンゼルラインから望む景観

●海岸における公衆の適正な利用



和田海水浴場

環境の保全に関する施策

1. 生物の生育および生息環境への配慮
 - ・海岸域における貴重種を含む植物群落等の生育環境に配慮します。
 - ・海岸域における貴重種を含む動物の生息環境に配慮します。
 - ・海岸域における藻場の保全と藻の育成環境に配慮します。
2. 良好な海岸景観の保全
 - ・岩礁、断崖等の良好な自然景観に配慮します。
 - ・砂浜と海岸林が一体となった自然景観に配慮します。
3. 自然環境に対する人為的影響の緩和
 - ・自然環境に対する人為的な影響（車両の乗入れやごみの散乱、不法投棄等）を緩和します。
 - ・油流出事故等に対して適切に対応します。
 - ・豊かな自然環境を形成している海岸の環境教育への活用を努めます。
4. 海域の水質・底質環境の保全
 - ・水質・底質環境の悪化した海域に対して適切に対応し、良好な水質・底質環境を保全します。
5. 砂浜の持つ多様な機能の保全・回復
 - ・砂浜の持つ多様な機能の保全・回復に努めます。

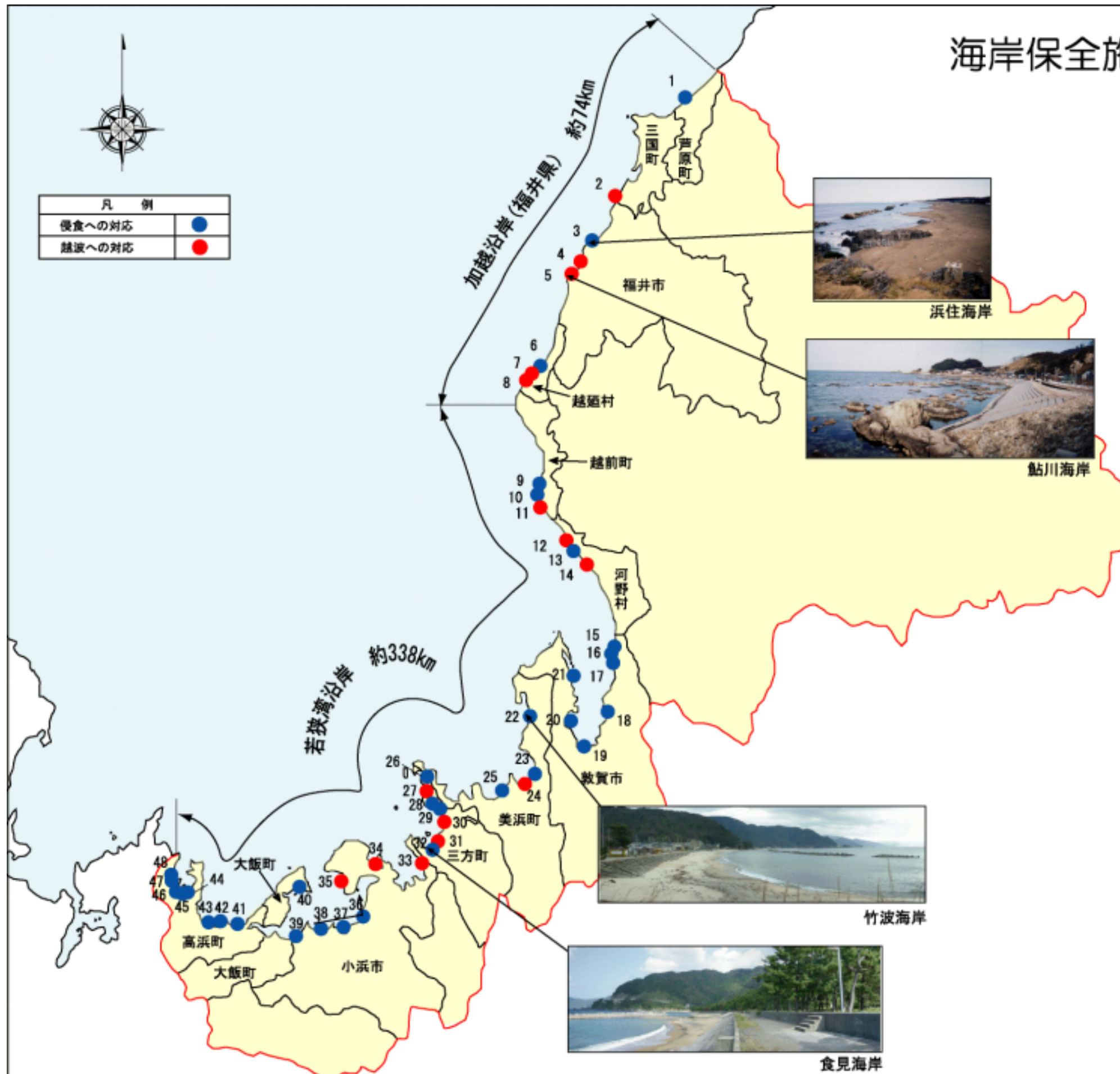
海岸における公衆の適正な利用に関する施策

1. 周囲と調和した海岸の整備
 - ・まちづくりの動向を踏まえた海岸保全施設整備を推進します。
2. 海辺における快適性および利便性の向上
 - ・水際線や前浜へのアクセスの向上を推進します。
 - ・多様な海岸利用に配慮します。
 - ・快適な海岸利用に資する便利施設の整備を推進します。
 - ・多様化した海岸利用の調整と利用マナーの向上を図ります。
 - ・バリアフリー化の推進による高齢者、障害者等への配慮に努めます。
 - ・海岸に関する情報を発信します。
3. 海岸愛護思想の普及
 - ・海岸の利用や地域活動を通じて、海岸愛護思想の普及を図ります。



菅沢海岸

海岸保全施設を整備しようとする区域



No.	海岸名	市町村名	県の担当課
1	波松海岸※	芦原町	砂防課
2	福井港海岸	三国町～福井市	港湾課
3	浜住海岸	福井市	砂防課
4	長瀬海岸	福井市	砂防課
5	鮎川海岸	福井市	砂防課
6	蒲生第一海岸	越前町	農村計画課・農村整備課
7	蒲生第四海岸	越前町	農村計画課・農村整備課
8	江津浦海岸	越前町	砂防課
9	新海岸	越前町	砂防課
10	高佐茂原海岸	越前町	農村計画課・農村整備課
11	米ノ浦漁港	越前町	漁港漁村整備室
12	糠島漁港	河野村	漁港漁村整備室
13	甲斐海岸	河野村	砂防課
14	河野海岸	河野村	砂防課
15	大比田海岸	敦賀市	砂防課
16	横浜海岸	敦賀市	農村計画課・農村整備課
17	東浦海岸(杉津)	敦賀市	砂防課
18	敦賀港海岸(赤崎地区)	敦賀市	港湾課
19	敦賀港海岸(松島地区)	敦賀市	港湾課
20	敦賀港海岸(常宮地区)	敦賀市	港湾課
21	一般公共海岸(香～浦底)	敦賀市	港湾課・漁港漁村整備室
22	竹波海岸	美浜町	砂防課
23	佐田海岸	美浜町	砂防課
24	坂尻漁港	美浜町	漁港漁村整備室
25	久々子海岸	美浜町	砂防課
26	常神海岸	三方町	農村計画課・農村整備課
27	神子漁港	三方町	漁港漁村整備室
28	小川漁港	三方町	漁港漁村整備室
29	遊子海岸	三方町	砂防課
30	塩坂越漁港	三方町	漁港漁村整備室
31	世久見漁港	三方町	漁港漁村整備室
32	食見海岸	三方町	砂防課
33	田島漁港	小浜市	漁港漁村整備室
34	内外海漁港(西小川地区)	小浜市	漁港漁村整備室
35	内外海漁港(泊地区)	小浜市	漁港漁村整備室
36	小浜漁港	小浜市	漁港漁村整備室
37	東勢浜海岸	小浜市	砂防課
38	加斗海岸	小浜市	砂防課
39	和田港海岸(同津地区)	小浜市～大飯町	港湾課
40	大島漁港	大飯町	漁港漁村整備室
41	和田港海岸(和田地区)	高浜町	港湾課
42	高浜漁港	高浜町	漁港漁村整備室
43	高浜海岸	高浜町	砂防課
44	神野浦第一海岸	高浜町	農村計画課・農村整備課
45	神野浦第二海岸	高浜町	農村計画課・農村整備課
46	山中海岸	高浜町	農村計画課・農村整備課
47	宮尾第一海岸	高浜町	農村計画課・農村整備課
48	宮尾第二海岸	高浜町	農村計画課・農村整備課

※波松海岸は農林水産部森林整備課で治山事業で整備中

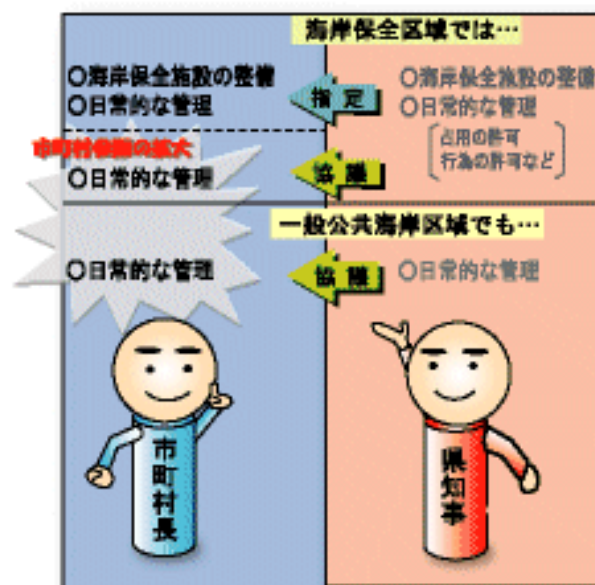
0 10 20km

海岸の環境保全など管理に関する事項

海岸の「防護・環境・利用」に関する施策を実現するために、海岸の管理についても適切に実行していきます。

日常的な管理に関する事項

- 海岸の監視および点検を行い、背後地の安全と快適な海岸利用を確保します。
- 海岸における規制措置により海岸の保全を図ります。
- 海岸管理者以外の者が管理する海岸保全施設を適切に監督します。
- 市町村長による海岸の管理が行えるようにします。
- 災害への対応を強化し、安全の確保に努めます。



海岸管理における市町村参画の拡大

環境問題への対応

- ごみの不法投棄を防止します。
- 漂着ごみについては、ルールづくりや国や県の事業の活用により適切に処理を行います。
- 油流出事故については、関係機関と連携して、迅速な対応を図ります。
- 関係機関と連携して、景観および貴重な生物の維持に努めます。

啓発活動

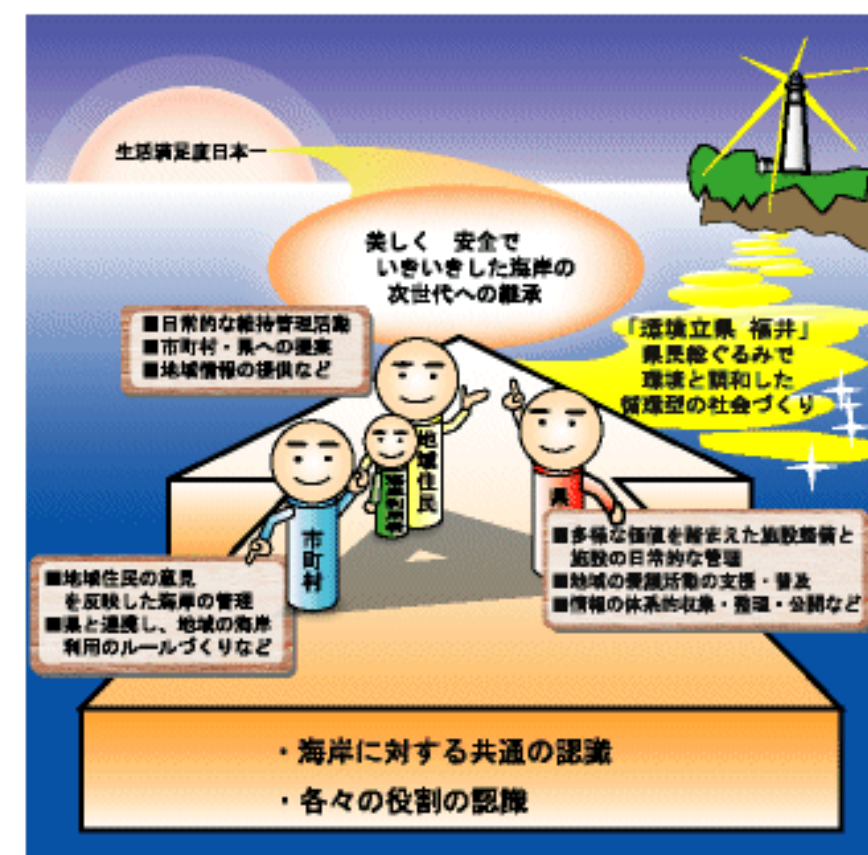
- マナー向上のための啓発活動を行います。
- 海岸愛護活動の普及に努めます。

海岸保全基本計画の実施に当たって

海岸の「防護・環境・利用」に関する施策については、地域住民や利用者、市町村および県の関係者が、それぞれの立場で協力し、一体となって実施することが重要です。

計画実施時に配慮すべき事項

- 海岸行政に関する機関との連携を強化し、海岸保全基本計画の推進を行います。
- 地域住民や利用者、市町村および県がそれぞれの立場で協力し、施策を実施していきます。
- 海岸の実態の的確な把握に努め、新たな技術の活用を図っていきます。
- 海岸保全施設の整備に当たっては、長期的にみても影響が生じないように整備計画を検討します。
- 海岸保全施設の整備に当たっては、整備計画が十分な投資効果をもったものであるかを検討します。
- 必要に応じて計画を柔軟に見直していきます。



地域住民や利用者、市町村および県の関係



残そう!豊かなふくい
活かそう!魅力あふれるふくいの海岸

農林水産部 水産課漁港漁村整備室
農林水産部 森林整備課
農林水産部 農村計画課
農林水産部 農村整備課
土 木 部 砂防課
土 木 部 港湾課

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号
電話 (0776) 21-1111(代表) <http://www.pref.fukui.jp>